

令和 6 年 10 月

## 舗装工事、法面工事の入札に係る保有機械確認資料について

浜田市総務部契約管理課入札管理係

舗装工事、法面工事については、主要な機械を保有していることを入札参加資格条件としています。

入札時の保有機械確認資料の提出を簡略化するため、以下のとおり事前提出について取り扱います。

### 1 適用工事

浜田市が発注する工事を対象とします。

### 2 事前提出に関する事務手続き

- (1) 入札参加者は、該当する工事の入札に参加を希望する場合、保有機械に関する全ての資料と確認資料一覧表を契約管理課入札管理係に事前に提出することができます。
- (2) 契約管理課は、企業が提出した証として確認資料一覧表に受付印を押印し、その写しを提出者に返却します。
- (3) 入札参加者は、受付印のある確認資料一覧表の写しを添付することで、保有機械確認資料の提出に代えることができます。
- (4) 定期審査、追加審査における資料提出者は、事前提出を行ったものとして扱い、確認資料一覧表に受付印を押印してその写しを提出者に返却するものとしします。

### 3 注意事項

- (1) 市内事業者及び準市内事業者が対象者となります。
- (2) 受付印を押印した書類は、証明書ではありません。書類の不備等があれば落札者とししない場合がありますので、ご承知おきください。
- (3) 上記の事前申請は、任意です。入札参加ごとに保有機械確認資料を提出することができます。

【担当】 浜田市総務部

契約管理課入札管理係

電話：0855-25-9141(直通)